市有財産（土地・建物）売却
随時募集案内

受付場所

豊岡市役所 本庁舎 ３階　行政管理部 資産活用課

豊　　岡　　市

募集に関するお問い合わせ先
行政管理部 資産活用課 資産活用係 〒668-8666　豊岡市中央町２番４号（本庁舎３階・窓口４番） TEL　0796-21-9129（直通） E-mail　shisan@city.toyooka.lg.jp

目　　次

項　　目			ページ
１　物件に関する注意事項			１
２　物件の一覧			２
３　申し込みから物件の引渡しまでの流れ			３
４　売却募集要領			４
	１	売却の方法	〃
	２	必要な資格	〃
	３	申し込み	〃
	４	契約の締結	５
	５	契約保証金	〃
	６	契約条件	〃
	７	契約に必要な費用	６
	８	売買代金の納入	〃
	９	所有権の移転・物件の引渡し	〃
	１０	注意事項	〃
	１１	関係連絡先（市役所内のみ）	〃
市有財産売買契約書（案）			８
申込書類等一式			１４
	１	市有財産売却随時募集申込書	１５
	２	誓約書（随時募集申込用）	１６
	３	豊岡市税の調査に関する同意書	１７

1　物件に関する注意事項

⑴　土地に係る土壌汚染調査、地質調査及び地下埋設物調査については、物件情報に記載がない限り、市は実施していません。

⑵　土地及び建物の利用にあたっては、物件情報に記載の事項以外にも都市計画法、建築基準法、消防法、文化財保護法等の法令及び各地方公共団体の条例等により、規制、指導がなされる場合がありますので、詳細は所管行政庁にお問い合わせください。

⑶　建物へのアスベスト（石綿）の使用状況等については、専門機関又は専門業者による詳細な調査は実施していないので、アスベスト（石綿）の使用の有無については不明です。

⑷　建物の耐震診断については、物件情報に記載がない限り、市は実施していません。

⑸　建物等を解体撤去する場合は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく届出が必要となるとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、廃棄物の適正な処理が義務付けられます。

⑹　買受人は、売買物件に含まれる建物、工作物及び建物に付帯する諸設備等が現状のまま引き渡されることを十分に理解し、これを使用する場合において必要となる修繕や整備、安全性の確保については、自らの負担と責任において行うものとします。

⑺　電柱等の移転・撤去、立木の伐採、雑草の草刈、切り株の除去、フェンス・囲障・擁壁・井戸など地下・地中・空中工作物の補修・撤去などの負担及び調整は、物件敷地の内外及び所有権等権利の帰属主体のいかんを問わず、市は一切行いません。

越境物の処理についても、買受人において相隣関係で話し合ってください（契約後に判明した場合も同様）。また、ゴミ集積所などがある場合、これらの移動等についても買受人が設置者と話し合ってください。

⑻　売買物件に係る土地利用に関し、隣接土地所有者及び地域住民との調整等については、すべて買受人において行ってください。

⑼　物件情報と現状が相違している場合は現状を優先します。落札者は、面積その他物件情報に記載した事項について、実地に符合しないことがあっても、これを理由として契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、又は代金の減免を請求することは一切できません。

⑽　防災情報は、兵庫県ＣＧハザードマップ（※①）・豊岡市防災マップ（※②）等でご確認ください。

※① … https://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/cg-hm/

※② … https://www.city.toyooka.lg.jp/bosai/1019913/bosaimap/index.html

２　物件の一覧

物件番号	所　在　地	公簿地目	公簿面積(㎡)	売却価格(円)
22-２	豊岡市九日市下町字青屋233番3	宅地	247.68	8,440,000
22-４	豊岡市気比字絹巻4001番67	雑種地	1,850.00	22,170,000
22-５	豊岡市気比字絹巻4001番293	雑種地	856.00	11,990,000
22-６	豊岡市気比字絹巻4001番294	雑種地	895.00	10,400,000
22-７	豊岡市日高町江原字下町61番1	宅地	254.82	5,080,000
22-９	豊岡市日高町浅倉字廟々寺464番、字才ノ木380番1、字北ノ岡467番1	宅地	10,824.89	34,720,000
22-10	豊岡市日高町浅倉字北ノ岡492番1	宅地	1,655.71	8,030,000
22-11	豊岡市日高町栗山字内籠526番2、526番9	宅地	550.21	3,400,000
22-12	豊岡市出石町下谷字揚枝谷43番2、43番3	宅地	211.62	1,000,000
23-３	豊岡市出石町東條字東條町9番5	宅地	337.42	3,320,000
23-４	豊岡市出石町東條字東條町9番6	宅地	316.50	3,610,000

※　物件の詳細については、各物件情報をご覧ください。

３　申し込みから物件の引渡しまでの流れ

１　申込書等受付期間	随時 ・現地、物件情報及び物件の注意事項をよくご確認いただいたうえで、15ページからの市有財産売却随時募集申込書等に必要事項を記入し、必要書類を添えて、豊岡市行政管理部資産活用課へ直接持参するか、配達記録の残る方法により、郵送をお願いします。
２　売却決定の通知	・契約の相手方として決定した場合は、随時募集申込資格確認通知書を送付します。
３　契約保証金の入金及び契約の締結	・市有財産売買契約書と契約保証金（契約金額の１割）の納付書をお渡ししますので、書類の受取日から７日以内に契約保証金を納入してください。 ・市が収入を受けた日が、契約日となります。 **※　売買代金の一括払いを希望される場合は、別途指定します。**
４　売買代金の支払期限	契約日から60日以内 ・本物件の売買代金（契約保証金差引後の額）の納付書と登録免許税（登記費用）の納付書をお渡しします。 **※　売買代金の一括払いを希望される場合は、別途指定します。**
５　物件の登記	・本物件の売買代金の納入が確認できたとき、所有権を移転し本物件を引渡します。 ・本物件の売買代金の領収書と登録免許税の領収証書をご持参ください。 ・登記手続きは市が行いますが、諸費用（登録免許税）は買受人の負担となります。
６　物件の引渡し	・登記完了後、必要書類をお渡しします。

※　詳細は、次ページからの「４　売却募集要領」をご覧ください。

４　売却募集要領

１．売却の方法

先着順で申し込みのあった方を契約の相手方として決定します。

２．必要な資格

物件の売買代金の支払いが可能で、次に掲げる事項に該当する個人又は法人

⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項の規定に該当しないこと。
⑵　過去２年間に、豊岡市市有財産売払いに関し、競争入札の公正な執行を妨げ、若しくは落札者の契約を妨げ、又は正当な理由なく契約を履行しなかったことがないこと。
⑶　国税及び地方税を滞納していないこと。
⑷　破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産の申立てをしていないこと。
⑸　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをしていないこと。
⑹　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団又は同条第６号に規定する暴力団員その他反社会的団体及びそれらの構成員又はこれらのものから委託を受けた者でないこと。
⑺　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第５条第１項に規定する観察処分の決定を受けた団体及びそれらの構成員又はこれらのものから委託を受けた者でないこと。
⑻　破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第５条第１項に規定する処分を受けた団体及びそれらの構成員又はこれらのものから委託を受けた者でないこと。
⑼　購入する財産を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項に定める風俗営業、同条第５項に定める性風俗関連特殊営業、その他これらに類する営業の用途に供しようとする者でないこと。
⑽　購入する財産を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に定める一般廃棄物、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物を処理するための用途に供しようとする者でないこと。

３．申し込み

⑴　提出書類

ア　市有財産売却随時募集申込書　…15ページ
イ　誓約書（随時募集申込用）（共有の場合、該当者全員分）　…16ページ
ウ　税の滞納がないことの証明書等（共有の場合、該当者全員分）

＜個人＞

①豊岡市に納税があり、個人事業主等で所得税等の申告をしている場合
- 豊岡市税の調査に関する同意書　…17ページ
- 「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない納税証明書［その３の２］　…所管税務署発行

②豊岡市に納税があり、所得税等の申告がない場合
- 豊岡市税の調査に関する同意書　…17ページ

③豊岡市に納税がなく、個人事業主等で所得税等の申告をしている場合
- 居住市町村の市町村税の完納を証する証明書（滞納のない証明）
- 「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない納税証明書［その３の２］　…所管税務署発行

④豊岡市に納税がなく、所得税等の申告もない場合
- 居住市町村の市町村税の完納を証する証明書（滞納のない証明）

＜法人＞

①豊岡市に納税がある場合

・豊岡市税の調査に関する同意書　…17ページ

・「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない納税証明書［その３の３］　…所管税務署発行

②豊岡市に納税がない場合

・「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない納税証明書［その３の３］　…所管税務署発行

エ　住民票（共有の場合、該当者全員分）

（法人の場合、法人・商業登記簿謄本、若しくは登記事項証明書（履歴事項全部証明書））

※　ウ、エについては、提出時３か月以内に発行されたものに限ります。

⑵　申し込みにあたっての留意事項

売却物件の現地説明会を開催しませんので、申込者により現地を十分に確認のうえ、お申し込みください。

４．契約の締結

⑴　受付後、必要な資格を満たしていることが確認できた場合、申込者を契約者に決定し、「随時募集申込資格確認通知書」を送付します。その後、市有財産売買契約書と契約保証金（契約金額の１割）の納付書をお渡ししますので、書類の受取日から７日以内に契約保証金の納入と、市有財産の売買契約の締結を行っていただきます。

売買代金（契約保証金額との差額）は、本契約の締結日から60日以内に納入いただきます。

なお、希望により売買代金を一括でお支払いいただくことも可能です。希望される場合は、その旨を申込書に記入してください。

⑵　土地売買契約、所有権移転登記は申込者名義でのみ行います。

⑶　契約締結時に持参いただくもの

ア　登録印鑑（実印）

イ　印鑑登録証明書（法人の場合は、印鑑証明書）（共有の場合、該当者全員分）

ウ　市有財産売買契約書に貼付する収入印紙

必要となる収入印紙の額は次のとおりです。

契約金額		収入印紙の額
100万円超	500万円以下	１千円
500万円超	1,000万円以下	５千円
1,000万円超	5,000万円以下	１万円

エ　納入済通知書兼領収書

市が発行する納付書により事前に金融機関で納入後、納入済通知書兼領収書を提示してください。

５．契約保証金

⑴　契約保証金は、契約金額の１割以上の額とし、売買代金の一部に充当します。

⑵　契約保証金には、利息を付しません。

⑶　契約者が本物件の売買代金を納入期日までに納入しないなどの理由により、市有財産の売買契約を解除した場合、契約保証金は市に帰属します。

⑷　売買代金を一括でお支払いいただく場合は、契約保証金は必要ありません。

６．契約条件

⑴　本件契約には、次の条件を付します。

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団又は同条第６号に規定する暴力団員その他反社会的団体及びそれらの構成員

がその活動に利用する用途に使用してはならない。

イ　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第５条第１項に規定する観察処分の決定を受けた団体及びそれらの構成員がその活動に利用する用途に使用してはならない。

ウ　破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第５条第１項に規定する処分を受けた団体及びそれらの構成員がその活動に利用する用途に使用してはならない。

エ　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業、その他これらに類する業の用途に使用してはならない。

オ　アからエに掲げるもののほか、公序良俗に反する用途に使用してはならない。

カ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する一般廃棄物、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物を処理するための用途に使用してはならない。

キ　所有権を第三者へ移転する場合は、アからカまでに掲げる使用の禁止を書面によって承継させるものとし、当該第三者に対して、アからカまでの定めに反する使用をさせてはならない。

ク　本物件を第三者に使用させる場合は、当該第三者に対してアからカまでの定めに反する使用をさせてはならない。

ケ　市は、土地の定着物その他一切の残置物について、所有権を主張せず、買受人の負担により、買受人がこれを処分することに異議を申し立てない。

⑵　市有財産売買契約には、その他にも各種条件を付けますので、詳細は、８ページからの「市有財産売買契約書（案）」をご確認ください。

７．契約に必要な費用

次に掲げる契約費用及び公租公課は買受人の負担となります。

⑴　市有財産売買契約書に貼付する収入印紙の費用　（※詳細は前述４⑶イを参照）

⑵　所有権の移転登記に必要な登録免許税

所有権の保存登記・移転登記を行う際に必要な税金です。課税標準価格に、土地の場合は1.5%、建物の場合は2.0%を乗じて得た金額となります（売却価格ではありません）。

⑶　本物件の引渡しの日（代金完納日）以後の公租公課（不動産取得税、固定資産税）

８．売買代金の納入

本物件の売買代金（契約保証金額との差額）は、本契約の締結日から60日以内に納入いただきます。なお、売買代金を一括でお支払いいただく場合は、別途指定します。

９．所有権の移転・物件の引渡し

⑴　本物件の売買代金が支払われたときに所有権が移転するものとし、同時に本物件を引渡します。

⑵　本物件は現状有姿のまま引渡します。

⑶　所有権の移転登記手続きは市が行いますが、登録免許税等諸費用は買受人の負担となります。

１０．注意事項

１ページに記載する内容について、再度ご確認ください。

１１．関係連絡先（市役所内のみ）

お問い合わせの内容	お問い合わせ先	電話番号
防災情報に関すること	危機管理課	0796-23-1111

道路・水路等に関すること	建設課	0796-23-1115
景観・開発等に関すること	都市整備課	0796-23-1712
上水道に関すること	水道課	0796-22-5396
下水道に関すること	下水道課	0796-22-1801
防火管理に関すること	消防本部・予防課	0796-24-1119

市有財産売買契約書（案）

収入印紙　印

売払人 豊岡市（以下「売払人」という。）と買受人　　（以下「買受人」という。）は、次の条項により市有財産売買契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（信義誠実の義務）

第１条　売払人及び買受人は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第２条　売払人は、その所有にかかる末尾記載の物件（以下「本物件」という。）を、現状有姿のまま買受人に売り渡し、買受人はこれを買い受けるものとする。

（売買代金）

第３条　本物件の売買代金は、金●●，●●●，●●●円とする。

（土地代金：●●，●●●，●●●円、建物代金：●●，●●●，●●●円）

（契約保証金）

第４条　買受人は、本契約の締結と同時に契約保証金として、金●，●●●，●●●円を売払人の発行する納入通知書により、売払人に支払わなければならない。

２　前項の契約保証金は、第17条に規定する損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。

３　買受人が第５条第１項に規定する義務を履行しないときは、第１項に規定する契約保証金は売払人に帰属する。また、買受人の責に帰すべき事由により契約が無効又は履行不能になった場合においても同様とする。

４　第１項に規定する契約保証金には利息を付さない。

（売買代金の支払等）

第５条　買受人は、第３条に規定する売買代金から前条第１項に規定する契約保証金を差し引いた額を、契約締結の日から60日以内に売払人の発行する納入通知書により、売払人に支払わなければならない。

２　売払人は、買受人が前項に規定する義務を履行したときは、契約保証金を売買代金に充当するものとする。

（所有権の移転及び引渡し）

第６条　本物件の所有権は、買受人が売買代金の支払いを完了したときに買受人に移転するものとする。

２　前項の定めにより、所有権が買受人に移転したときに現状有姿のまま本物件の引渡しがあったものとし、又本物件上にある工作物等すべてについても同時に現状有姿のまま引渡しがあったものとする。

（所有権移転登記）

第７条　所有権移転登記に関する手続は、売払人が行う。

２　買受人は、登録免許税等登記に要する一切の費用を負担しなければならない。

３　買受人は、売払人の指示する所有権移転登記に必要な書類を、売払人に提出しなければならない。

（危険負担）

第８条　買受人は、本契約締結のときから本物件の引渡しの日までにおいて、本物件が天災地変その他の売払人又は買受人のいずれの責に帰すことのできない事由により滅失し、又は毀損した場合は、契約を解除する

ことができる。

（公租公課の負担）

第９条　本物件に賦課される公租公課は、所有権移転後は、買受人の負担とする。

（契約不適合責任）

第10条　買受人は、本契約の締結後、本物件に種類、品質、数量に関して本契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、売買代金の減免、追完の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

２　前項の規定にかかわらず、買受人が消費者契約法（平成12年法律第61号）第２条第１項に規定する消費者である場合は、売買代金の減免、追完の請求、損害賠償の請求又は契約の解除について、引渡し日から２年以内に売払人に対して協議を申し出ることができるものとし、売払人は協議に応じるものとする。ただし、引渡し後、買受人の責に帰すべき事由により、又は、天災地変その他不可抗力により生じた内容については、売払人はその責任を負わないものとする。

３　売払人は、買受人に対し、引渡し時において、本物件及び残置物を現状有姿にて引渡し、買受人は、これを了承のうえ、買受けるものとする。

４　売払人は、前項の本物件及び残置物についての故障・不具合があったとしても、その修復義務を負わず、買受人は、これを了承のうえ買受け、売買代金の変更その他何らの請求もしないものとする。

（用途制限）

第11条　買受人は、本物件を次の用途に供してはならない。

⑴　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団又は同条第６号に規定する暴力団員その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動に利用するための用途

⑵　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第５条第１項に規定する観察処分の決定を受けた団体及びそれらの構成員がその活動に利用するための用途

⑶　破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第５条第１項に規定する処分を受けた団体及びそれらの構成員がその活動に利用するための用途

⑷　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業、その他これらに類する業の用途

⑸　前４号に掲げるもののほか、公序良俗に反する用途

⑹　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する一般廃棄物、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物を処理するための用途

２　買受人は、第三者に対して本物件の売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転をするときは、前項に規定する義務を書面によって承継させなければならず、当該第三者に対して前項に規定する義務に違反する使用をさせてはならない。

３　買受人は、第三者に対して本物件に地上権、質権、使用貸借による権利又は貸借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定するときは、第１項に規定する義務を書面によって承継させなければならず、当該第三者に対して第１項に規定する義務に違反する使用をさせてはならない。この場合における当該第三者の第１項に規定する義務の違反に対する責務は、買受人が負わなければならない。

（実地調査等）

第12条　売払人は前条に規定する内容に関し、必要があると認めるときは、買受人に対し、質問し、立入検査を行い、帳簿、書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

２　買受人は、売払人から要求があるときは、前条に規定する内容に関し、その事実を証する書類その他の資料を添えて本物件の利用状況等を直ちに売払人に報告しなければならない。

３　買受人は、正当な理由なく前２項に規定する調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

（違約金）

第13条　買受人は、次の各号に規定する事由が生じたときは、それぞれ各号に規定する金額を違約金として売払人に支払わなければならない。

⑴　第11条に規定する義務に違反したときは、金●●，●●●，●●●円（売買代金の３割）

⑵　前条に規定する義務に違反したときは、金●，●●●，●●●円（売買代金の１割）

２　前項の違約金は、第17条に規定する損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。

（契約の解除）

第14条　売払人は、買受人が本契約に定める義務を履行しないときは、催告その他何らの手続を用いないで、本契約を解除することができる。

（原状回復の義務）

第15条　買受人は、売払人が前条の規定により本契約を解除したときは、買受人の負担において、本物件を原状に回復し、売払人の検査を受けて、売払人の指定する期日までに返還しなければならない。ただし、売払人が原状に回復する必要がないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

２　売払人は、前項の規定にかかわらず買受人が本物件を原状に回復して返還しないときは、売払人が買受人に代わって原状に回復することができるものとし、買受人はその費用を負担しなければならない。

（返還金等）

第16条　買受人は、売払人が第14条の規定により本契約を解除したときは、直ちに本物件を売払人に引渡し、かつ所有権移転登記に必要な書類を売払人に提出するものとし、売払人は本物件の引渡し及び所有権移転登記が完了した後に、買受人が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

２　売払人は、第14条の規定により本契約を解除した場合において、買受人が負担した契約上の費用は返還しない。

３　売払人は、第14条の規定により本契約を解除した場合において、買受人が損害を受けることがあっても、これを賠償しない。

４　売払人は、第14条の規定により本契約を解除した場合において、買受人が本物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は返還しない。

（損害賠償）

第17条　買受人は、本契約に定める義務を履行しないため売払人に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（返還金の相殺）

第18条　売払人は、第16条第１項の規定により売買代金を返還する場合において、買受人が第13条第１項、第15条第２項又は前条の規定により売払人に支払うべき金額があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

（契約の費用）

第19条　本契約の締結に要する一切の費用は、すべて買受人の負担とする。

（相隣関係等への配慮）

第20条　買受人は、本物件引渡し以後においては、十分な注意をもって本物件を管理し、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意するものとする。

（管轄裁判所）

第21条　本契約に関する管轄裁判所は、売払人の所在地を管轄区域とする地方裁判所又は簡易裁判所とする。

（疑義の決定）

第22条　本契約に関し疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、売払人買受人協議のうえ、定めるものとする。

（特約条項）

第23条　別記特約条項のとおりとする。

※　売買代金の一括払いを希望される場合、「市有財産売買契約書（案）」の第４条及び第５条を次のとおり記述することとします。

（契約保証金）

第４条　契約保証金は、免除とする。

（売買代金の支払）

第５条　買受人は、第３条に規定する売買代金を、売払人の発行する納入通知書により、売払人の指定する日までに支払わなければならない。

特 約 条 項

買受人は、現地、募集案内及び下記の容認事項を確認・承諾のうえ、買い受けるものとし、下記事項について売払人に対し、損害賠償等の一切の法的請求をしないものとします。

記

（1）本物件周辺は第三者所有地となっており、将来開発事業及び建物（中高層建築物等）の建築又は再築がされる場合があります。その際、周辺環境・景観・眺望及び日照条件等が変化することがあります。

（2）「法令に基づく制限」については、市有地売却募集時点における内容であり、将来、法令の改正等により本物件の利用等に関する制限が附加、又は緩和されることがあります。

（3）土地の地盤・地耐力調査は行っておらず、新たに建物を建築する際、その建築会社等から地盤・地耐力調査を要請されることがあり、その結果によっては地盤補強工事等が必要になる場合があります。その場合には買受人の負担となります。

（4）土地の土壌調査、地下埋設物調査は実施していません。地盤調査や土壌改良等にかかる費用は買受人の負担となります。

（5）敷地内に・・・・・。

（6）本物件地域には自治会（町会）等があります。よって自治会（町会）費用や取り決め等がありますので、買受人はそれを遵守するものとします。またゴミ出しも自治会（町会）等の指示に従って下さい。

……以下余白……

本契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、売払人及び買受人が記名押印（署名捺印）のうえ、各自１通を保有するものとする。

年　　月　　日

住所　兵庫県豊岡市中央町２番４号

売払人　　豊岡市

氏名　豊岡市長　　門 間　雄 司　　㊞

住所

買受人

氏名　　㊞

（土地の表示）

所　在　地	
地　　目	
地　　積	

（建物の表示）

所　在　地	
家 屋 番 号	
構造・用途	
延 床 面 積	

申込書類等一式

１　市有財産売却随時募集申込書

２　誓約書（随時募集申込用）

３　豊岡市税の調査に関する同意書

豊　岡　市

市有財産売却随時募集申込書

年　　月　　日

豊岡市長　　様

〔申込人〕住　　所

氏　　名

電話番号

「共有名義の場合」
〔共有者〕住　　所

氏　　名

電話番号

『市有財産（土地・建物）売却　随時募集案内』記載の事項を了承のうえ、下記物件の売払いを希望しますので、本申込書を提出します。

なお、買受けに際しては、提示された条件等を堅く守るとともに、代金を指定どおり支払います。

記

1．物件の表示

物件番号	所　在　地	公簿面積（㎡）

※『市有財産（土地・建物）売却　随時募集案内』中の物件表示のとおりご記入ください。

2．申込者の該当区分に〇印をつけてください。目的欄は簡潔に記入してください。

申込者の区分	目　的
法人　・　個人	

3．売買代金の一括払いについて

□希望する。　　□希望しない。

上記のいずれかの□に✓を記入してください。

4．申込書添付書類

⑴　誓約書（随時募集申込用）

⑵　税の滞納がないことの証明書等（共有の場合は該当者全員分）

⑶　住民票（共有の場合、該当者全員分）

（法人の場合、法人・商業登記簿謄本、若しくは登記事項証明書（履歴事項全部証明書））

※　市は提出された書類等を返却しません。

（随時募集申込用）

誓　約　書

年　月　日

豊岡市長　　様

（申込者）
住所又は所在地
氏名又は法人名　　㊞
及び代表者名

私は、豊岡市が所有する財産の購入申込みに当たり、下記の事項を誓約します。
なお、下記事項について該当の有無を確認するため、豊岡市が調査されることに同意します。

1　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項の規定に該当しません。
2　過去２年間に、豊岡市市有財産売払いに関し、競争入札の公正な執行を妨げ、若しくは落札者の契約を妨げ、又は正当な理由なく契約を履行しなかったことはありません。
3　国税及び地方税に滞納はありません。
4　破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産の申立てをしていません。
5　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをしていません。
6　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団又は同条第６号に規定する暴力団員その他反社会的団体及びそれらの構成員又はこれらのものから委託を受けた者ではありません。
7　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第５条第１項に規定する観察処分の決定を受けた団体及びそれらの構成員又はこれらのものから委託を受けた者ではありません。
8　破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第５条第１項に規定する処分を受けた団体及びそれらの構成員又はこれらのものから委託を受けた者ではありません。
9　購入する財産を、前３項の規定に該当する者に譲渡又は貸与しません。
10　購入する財産を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項に定める風俗営業、同条第５項に定める性風俗関連特殊営業、その他これらに類する営業の用途に供しようとする者ではありません。
11　購入する財産を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に定める一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の事業の用途に供しようとする者ではありません。
12　購入する財産を、前２項の用途に供することを目的とする者に譲渡又は貸与しません。
13　購入に際し、物件、主な売買条件、説明等、全て承諾の上で申込みますので、後日これらの事柄について豊岡市に対し一切の異議及び苦情を申し立てません。

豊岡市税の調査に関する同意書

豊岡市長　様

年　　月　　日

【申込者】

個人	住　所	
	フ リ ガ ナ	
	氏　名	㊞
	生年月日	西暦　　年　　月　　日
	電話番号	
法人	所在地 （本社および営業所等）	（本社） （豊岡市内に営業所等がある場合はその所在地も記載）
	フ リ ガ ナ	
	法人名および代表者名	㊞ ※ 豊岡市内に営業所等がある場合も本社で記名押印ください。
	電話番号	

1　豊岡市市有財産購入申込にあたり、豊岡市税の納税状況について、豊岡市が調査することに同意します。

2　調査の結果、滞納がないことが確認できないときは、申込の受付が取り消されることについて異議ありません。

＜重要＞

『豊岡市税の調査に関する同意書』に関していただいた個人情報は、豊岡市市有財産売却の条件審査のみに使用します。

いただいた個人情報が外部に漏れることは一切ありません。